

令和4年7月

第8回尼崎市議会臨時会議案

目 次

< 報告 >

- 報告第 1 号 専決処分について（尼崎市特別職の職員で常勤のもの
の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例）
- 報告第 2 号 専決処分について（尼崎市USBメモリー紛失事案調
査委員会条例）

報 告

報告第 1 号

専決処分について

尼崎市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、令和 4 年 6 月 29 日次のとおり専決処分したので、報告し、承認を求める。

令和 4 年 7 月 11 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

尼崎市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例（昭和 36 年尼崎市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

付則中第 25 項を第 26 項とし、第 22 項から第 24 項までを 1 項ずつ繰り下げ、付則第 21 項の前の見出しを削り、同項を付則第 22 項とし、同項の前に見出しとして「（期末手当の額の特例）」を付し、付則第 20 項の次に次の 1 項を加える。

（期末手当の不支給）

21 市長に対しては、第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、基準日（令和 4 年 6 月 1 日に限る。）に係る期末手当は、支給しない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

令和 4 年 6 月の市長に対する期末手当を不支給とするため、条例改正が必要となり、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、専決処分をしたことから、同条第 3 項の規定により、本案を提出する。

報告第2号

専決処分について

尼崎市USBメモリー紛失事案調査委員会条例の制定について、令和4年7月1日次のとおり専決処分したので、報告し、承認を求める。

令和4年7月11日

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市USBメモリー紛失事案調査委員会条例

(設置)

第1条 本市における住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給に必要な個人情報記録されたUSBメモリーの紛失事案への対処、当該事案の原因の検証、同種の事案の再発の防止策等に関する事項（以下「対象事項」という。）を調査審議させるため、市長の附属機関として、尼崎市USBメモリー紛失事案調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、委員3人以内で組織する。

2 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(委嘱等)

第3条 委員は、弁護士その他の学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

2 臨時委員は、弁護士その他の学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委員長の見解を聴いて委嘱する。

3 委員は、対象事項の調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

4 臨時委員は、その者の委嘱に係る特別の事項の調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第5条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

(会議)

第6条 委員会は、委員（議事に関係のある臨時委員を含む。以下同じ。）の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員は、自己又はその配偶者若しくは3親等以内の親族の利害に係る議事に参与することができない。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(秘密保持義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 最初に招集される委員会は、第5条の規定にかかわらず、市長が招集する。

(この条例の失効)

3 この条例は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

4 委員であった者がその職務上知り得た秘密については、第8条の規

定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(説 明)

尼崎市USBメモリー紛失事案調査委員会を設置することに伴い、条例制定が必要となり、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしたことから、同条第3項の規定により、本案を提出する。